第二の三中「就労移行支援事業等」の下に「（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）」を加え、「平成二十六年度中」を「平成二十九年度中」に、「数値目標」を「目標値」に、「目標の設定」を「当該目標値の設定」に、「平成十七年度」を「平成二十四年度」に、「四倍」を「二倍」に、「が望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を「を基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成二十九年度末における利用者数が平成二十五年度末における利用者数の六割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上とすることを目指すものとする。」に、「各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）」を「圏域」に、「別表第一の上欄」を「別表第一の一の表各項」に、「について、平成二十六年度の数値目標を」を「を平成二十九年度の活動指標として」に、「平成二十六年度の目標工賃等」を「目標工賃等」に改め、同三を同四とし、同四の前に次のように加える。

三　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成二十九年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

第三の一の1中「数値目標」を「成果目標」に改め、同一の4中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改め、同一の6中「都道府県介護保険事業支援計画をいう。）」の下に「、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）」を、同一の7の見出し中「評価」の下に「並びに必要な措置」を加え、同7に次のように加える。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

第三の二の1から4まで以外の部分中「別表第二の二」を「別表第二の二に改め、「同表」の下に「の」を加え、同二の1中「目標を」を「成果目標を」に、「数値目標」を「当該成果目標」に改め、同二の2の㈠中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、「就労継続支援（B型）」の下に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」を加え、同2の㈢中「三の1の㈢」を「三の2の㈣」に改め、同2の㈢を同2の㈣とし、同2の㈣の前に次のように加える。

㈢　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。当該検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとすることが必要である。

第三の二の3中「関して、」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同三の1から6まで以外の部分中「別表第四三」を「別表第三の三」に改め、「同表」の下に「の」を加え、同三の1中「目標を」を「成果目標を」に、「数値目標」を「成果目標」に改め、同三の2の㈠中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同2の㈢中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同2の㈢を同2の㈣とし、同2の㈣の前に次のように加える。

㈢　地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の2の㈢における検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行う。

第三の三の3中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、同三の4の㈠中「することとしている」を「している」に、「新たに重度訪問介護従事者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に改め、「等を実施している。」の次に次のように加える。

行動障害を有する者の特性に応じた支援については、当該支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施することとしている。また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

第三の三の4の㈠中「それぞれの研修を」の下に「サービス種別ごとに」を加え、同三の4の㈢中「協議会を活用すること等により」を「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成）に沿って」に、「構築」を「活用」に改め、「について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備」を削り、「取り組む」の下に「とともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う」を、「重要である。」の下に「さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。」を加え、「また、市町村においては」を「なお、市町村においては、引き続き」に改め、「場合に」の下に「、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに」を加え、「速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておく」を「今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取る」に改め、同㈢に次のように加える。

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。

第三の三の5中「に関して、」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同四の1中「第三期」を「第四期」に、「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同四の2の見出し中「及び見直しの時期」を削り、同四の3及び5を削り、同四の4を同四の3とし、同四を同五とし、同五の前に次のように加える。